

京都大学理学研究科 新型コロナウイルス感染防止プロトコル Ver. 4.8
「管理の階層」と「構成員の健康状態」

●管理の階層

- A. 対象者(構成員)
- (B. グループ等の長、指導教員など(情報共有))
- C. 危機管理事務担当者(危機対応責任者)
- D. 事務部課長補佐(総括責任者)
- E. 危機対策本部

●構成員の健康状態

- 感染者
- 濃厚接触者
- 同居者が濃厚接触者
- 新型コロナウイルス感染類似症状を呈した者
- 健康者

<http://softmatter.scphys.kyoto-u.ac.jp/covid/>

4.5 R4.2.2
4.6 R4.3.13
4.7R4.
4.8 R4.9.16

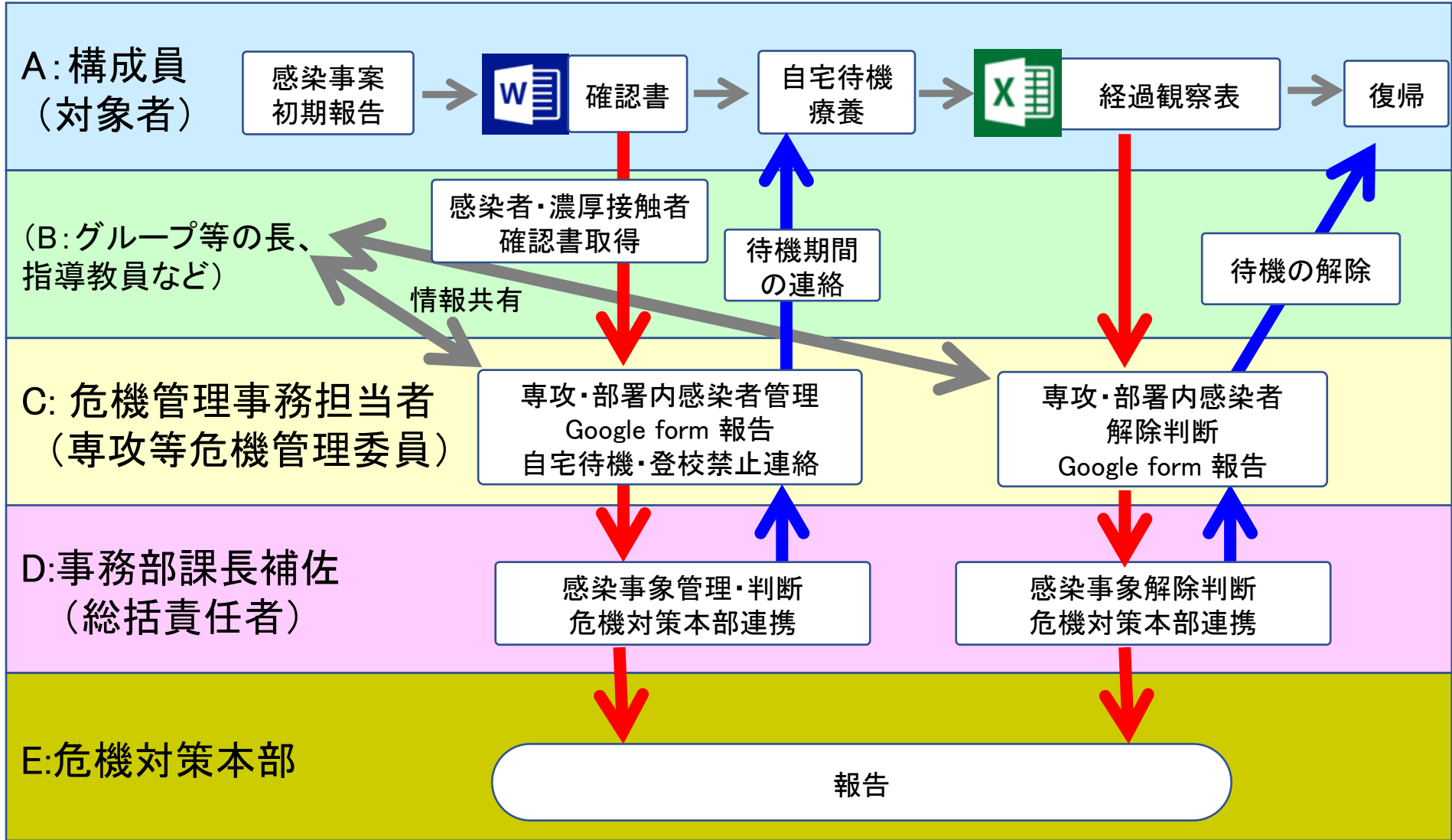
理学研究科危機管理プログラムの階層構造

事案発生時

事案終了時

- 感染者
- 濃厚接触者
- 同居者が濃厚接触者
- 新型コロナウイルス感染類似症状を呈した者
- 健康者

5つの健康状態
に分類



身分に応じた【A. 対象者】と【B. 直接の連絡先】 対照表

A:構成員 (対象者)	教員	研究員・大学院生 研究室所属学部学生	系登録済で研究室 未配属の学部学生	系未登録学部学生
(B:グループ等の長、 指導教員など) ※情報共有	自分自身or グループの長	指導教員	別紙	事務部教育担当課長補佐
C:危機管理事務担当者 (危機対応責任者)		専攻危機管理事務担当者 (各専攻危機管理委員)		事務部教育担当課長補佐 (教育担当副研究科長)
D:事務部課長補佐 (統括責任者)				
E:危機対策本部				
A:対象者	総務課(理学担当)、図書・教務課(理学担当) 及び専攻所属の事務職員※1	技術職員※2	SACRA	
(B:グループ等の長、 指導教員など) ※情報共有	総務企画掛長			
C:危機管理事務担当者 (危機対応責任者)	事務長補佐	技術長	SACRA危機担当 事務担当者	
D:事務部課長補佐 (統括責任者)				
E:危機対策本部				

※1 専攻所属の事務職員は各専攻長等とも連携の必要あり

※2 関連する専攻長等も連携の必要有

系登録済で研究室未配属の学部生

別紙

A：構成員（対象者）	数学系	物理系	化学系	地惑系	生物系
（B:グループ等の長、 指導教員など） ※情報共有	専攻長または 副専攻長	課題演習 担当教員	専攻長	専攻長または 副専攻長	副専攻長
C：危機管理事務担当者 （危機対応責任者）	危機管理事務担当者（危機管理委員）				

【対象者】の健康状態＝ ●健康者 の時の行動

(要請)

- ◎コロナウィルス感染防止に努める
- ◎手洗いの励行
- ◎マスク、フェイスガードの着用
- ◎居室の換気を適宜行う
- ◎発熱、諸症状を呈している場合は自宅待機し、対面の講義は連絡して欠席する。

(自粛)

- ◎事務室・学部/大学院教務への入室。
- ◎マスクをせずに長時間、近距離での議論。
- ◎感染が危惧される場所でのサークル、アルバイト活動。

(推奨)

- ◎毎日の体温、健康状態の記録
 - ◎大学構内での行動・対面講義参加などの記録
- 【経過観察表への記入・保管】

【対象者】の健康状態＝ ●新型コロナウイルス感染類似症状を呈した場合の行動

(要請)

- ◎新型コロナウイルス感染類似症状を呈したことを、直接の連絡先に報告する。
- ◎医療機関又は保健所に相談(PCR検査を受けることも含め)する。
- ◎自宅待機(業務命令、自宅学習など)及び体調の経過観察をする。
 - ※京都府内の場合は、まず、かかりつけ医に相談(休日、夜間、かかりつけ医がない場合などは、「きょうと新型コロナ医療相談センター」(075-414-5487)に相談)
 - ※PCR検査を受けることとなった場合にも報告。
- ◎諸症状が呈するまでの体温・諸症状を【経過観察表】に記入・報告する。
- ◎体温・諸症状を【経過観察表】に記録する(登校禁止解除に必要)。
- ◎新型コロナウイルス陽性と診断された場合 ⇨ ●感染者のプロトコルを再実施。
- ◎次の①&②を満たしていることを【経過観察表】で確認して自宅待機解除・復帰可能。
 - ①発症後7日以上が経過している(起算日:発症日を0日目)。
 - ②解熱剤を服用していない状態で、解熱後に24時間以上が経過しており、発熱以外の症状^(b)が改善傾向である(起算日:解熱日・症状消失日を0日目)。
 - (a) 咳・咽頭痛・息切れ・全身倦怠感・下痢

【対象者】の健康状態＝ ●同居者が濃厚接触者となった場合の行動

(要請)

- ◎登校や出勤に制限を設けないが、同居者に症状が出た場合は、自宅待機すること。
登校や出勤時には正しいマスクの着用、手洗い、密の回避等感染予防対策の徹底を図る。
- ◎本日までの体温・諸症状を【経過観察表】に記入する。
- ◎以後、体温・諸症状を【経過観察表】に毎日記録する。
- ◎同居する濃厚接触者がPCR検査又は抗原検査を受け「陽性」となった場合、所属部局に状況を報告、保健所 及び 危機対策本部等の指示・指導のもと ⇨ ●濃厚接触者としてのプロトコルを再実施

【対象者】の健康状態＝ ●濃厚接触者となった場合の行動

(要請)

- ①濃厚接触者となった経緯を【濃厚接触者確認表】に記入して「濃厚接触者」となったことを報告する。
また、体温・諸症状を【経過観察表】に記入する。
 - ②保健所及び本学の指示・指導に従い、感染者と接触した最後の日から**5日間は自宅待機**
(在宅勤務、自宅学習など)及び**7日間は体調の経過観察**
 - ③発熱・咳等の症状が出れば、医療機関には直接行かず、相談窓口又は管轄の保健所に相談
 - ④相談窓口又は管轄の保健所から指定された医療機関を受診し、新型コロナウイルス陽性と診断された場合は、●感染者のプロトコルを再実施
 - ⑤**5日間の体調の経過観察後**、体調に問題が無ければ、所属部局へ経過観察の結果を報告。
引き続き7日間を経過するまで体調の経過観察を行う
※濃厚接触者と判断されなかった場合、発熱・咳等の症状がなければ、登校、就業は可能
- ◎経過観察中は、体温・諸症状を【経過観察表】に記録する。
(登校禁止解除に必要)。発熱・有症状に変化したらすぐに報告
- ◎5日間の体調の経過観察後、体調に問題なければ、直接の連絡先に経過観察の結果を
【経過観察表(理学)】で報告。**自宅待機・登校禁止解除を申請**

【対象者】の健康状態＝ ●感染者 となった場合の行動

(要請)

◎速やかに感染の詳細を記載した指定の【感染者確認書】で感染者となったことを報告すること。

また、体温・諸症状を【経過観察表】に記入する。

※当該感染者が教職員の場合は、就業の禁止を決定・通知される。

無症状の場合は、自宅待機(在宅勤務、自宅学習)

◎体温・諸症状・治療の経過を【経過観察表】継続して記録すること(登校禁止解除に必要)。

◎療養終了後、復帰する場合、①②の両方の条件又は③を満たすこと。無症状患者の場合、④を満たすこと ◎復帰の判断のために記録した【経過観察表】を提出。

◎退院又は宿泊(自宅)療養解除時に受けた主治医や保健所からの指示・指導の内容や職場復帰の目安(②③)に基づき、当該感染者が学生の場合は 登校禁止が解除される。教職員の場合は、主治医や保健所からの指示・指導の内容及び職場復帰の目安に基づき就業の禁止の解除を決定・通知。

①発症後に少なくとも7日が経過している。

②解熱剤を服用していない状態で、解熱後に少なくとも24時間が経過しており、発熱以外の症状(*)が改善傾向(**)である

(*) 咳・咽頭痛・息切れ・全身倦怠感・下痢

(**) 各症状を4段階(なし:新型コロナウイルス感染症罹患による症状出現前と同程度、軽度:何かに集中すると忘れる程度、中等度:常に不良を感じる程度、重度:日常生活に支障をきたす程度)で評価し、すべて「なし」または「軽度」の状態が1日以上継続している

③入院している者については、発症後から10日間が経過し、かつ、症状軽快後72時間経過している

④4)無症状患者の場合は、検体採取日から7日が経過している。加えて、5日目の検査キットによる検査で陰性を確認した場合には、5日経過後(6日目)に解除を可能とする。また、当該期間は、自宅待機(在宅勤務、自宅学習など)

◎許可を得て登校・出勤。

【B グループ等の長、指導教員など】の所掌

●Bについては、報告体制のライン上には入らないが、対象者に対して以下の指示、対応を行う。

◎管理対象者への健康状態に応じた指示

自身が管理する【A:対象者】の健康状態がそれぞれ、●感染者、●濃厚接触者、●新型コロナウイルス感染類似症状を呈した者 となった場合、まず、自宅待機するように指示し、その後、それぞれ決められた対応と指示を行う。●同居者が濃厚接触者の場合は、自宅待機の必要はないが、決められた対応を指示する。

◎A: 対象者から感染又は濃厚接触者の連絡があれば、

●感染者となった場合は【感染者報告書】に記入して専攻の危機管理事務担当者に提出するよう指示し、
●濃厚接触者となった場合は、【濃厚接触者報告書】に記入して専攻の危機管理事務担当者提出するよう指示する。

併せて【経過観察表】にも記入する。なお、経過観察終了する日に専攻の危機管理事務担当者に提出するよう指示する。

◎その他、研究室等の危機管理上の影響を及ぼす懸念がある場合などは、所属専攻の危機対応責任者へ報告し、指示を仰ぐこと。

【C 危機管理事務担当者】の所掌

●感染者、●濃厚接触者、●同居者が濃厚接触者、●新型コロナウイルス感染類似症状を呈した者となった場合の対処を行う。

●感染者、●濃厚接触者が発生した場合、B:対象者から取得した【感染者/濃厚接触者報告書】と【経過観察表】をGoogle Formを用いてD:事務部課長補佐【教職員は、総務担当補佐、学生は、教務担当補佐】(CC:専攻の危機管理委員、統括責任者)に、迅速に報告する。

以後、対象者Aに対して、その後の対応に当たる。

◎大学内での2次感染の確認

●特に感染者発生の場合、提出された報告書をもとに、大学内での2次感染の可能性などがあれば、A、Bに確認し、対処(濃厚接触者に指定など)する。

◎感染者および濃厚接触者の自宅待機解除の判断

●感染者、●濃厚接触者の場合、対象者Aから取得した【経過観察表】を確認し、Google Formを用いてD:事務部課長補佐【教職員は、総務担当補佐、学生は、教務担当補佐】(CC:専攻の危機管理委員、統括責任者)統括責任者(研究科)に報告する。最終的な待機解除の判断は、Dにより行い、その結果をD:事務部課長補佐よりC:危機管理事務担当者通知する。

なお、就業禁止となった場合は、人事掛より報告に基づき、対象者(CC:危機管理事務担当者)へ就業禁止通知、就業禁止解除通知を送付する。

※危機管理事務担当者は、出勤簿、勤務表等の勤怠管理について確実に対応すること。

【D 事務部課長補佐(総括責任者)】の所掌

●感染者、●濃厚接触者の場合、

●発生時

- ◎C:危機管理事務担当者より報告書・経過観察表を受け取る
- ◎対象者の管理期限(自宅待機解除可能日)をC:危機管理事務担当者も通知する。
- ◎発生事象を【報告書】をE:危機対策本部に報告する。

●療養後、自宅待機・登校禁止解除時

- ◎C:危機管理事務担当者より療養後の経過観察表を受け取る。
- ◎総括責任者は、自宅待機・登校禁止解除を判断し、事務部課長補佐に伝える。
- ◎自宅待機・登校禁止解除を【経過観察表】をもってE:危機対策本部に報告する。

情報伝達 電話連絡先

情報連絡網

- 危機管理委員会内メーリングリスト
050kikikanri@mail2.adm.kyoto-u.ac.jp

- ・ 京都大学 危機対策本部 075-753-2226
- ・ 市役所 (危機対策本部より連絡)
- ・ 保健所 075-222-4245 (危機対策本部より連絡)
保険福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課
- ・ 帰国者・接触者相談センター 075-222-3421